

連載

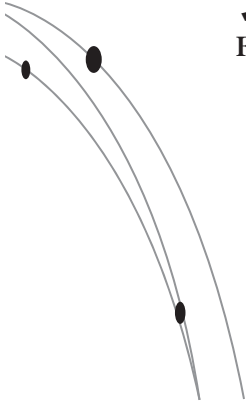
フィールド・アイ Field Eye

イタリアから——①

イタリア国立ベルガモ大学

河合 憲史

Norifumi Kawai



/// イタリアの複雑な手続きの壁

私は2021年11月にイタリア・ベルガモに移住した。この連載では3回にわたって、私がイタリアの地で経験したことや感じたことを率直に紹介していきたい。ベルガモはイタリア共和国ロンバルディア州中部にある都市で、その周辺地域を含む人口約12万人を擁する基礎自治体である。ベルガモは旧市街のあるチッタ・アルタ (Città Alta) と新市街のあるチッタ・バッサ (Città Bassa) の2つのエリアに分かれている。特に丘の上にあるチッタ・アルタは城壁に囲まれ中世ヨーロッパの雰囲気包まれた本当に魅力的な街であり、2017年にはユネスコが定める世界遺産に登録されている。私は2021年9月下旬に前職場となる上智大学経済学部を退職し、イタリア国立ベルガモ大学企業科学学部 (Dipartimento di Scienze Aziendali, Università degli Studi di Bergamo) に准教授として着任した。初回となる今回はイタリアへの移住手続きの複雑さについて述べていきたい。

私は既に英国やドイツで学生ビザや労働ビザ、そして永住滞在証の申請手続きを自分でやってきた経験から、今回も問題なくイタリアのビザ申請プロセスを乗り越えられると当初考えていた。しかし、イタリアへの移住手続きは壮絶な戦いとなったのである。先ずイタリア・ベルガモ県の県庁 (Prefettura) から入国ビザを取得するためにさまざまな書類を提出するよう大学人事局よりすべてイタリア語で指示があった。その指示内容を簡単に説明すると、高校卒業証明書、大学卒業証・成績証明書、大学院卒業証・成績証明書、博士号取得証すべての書類を公式翻訳し、学位を得た国

のイタリア大使館から等価証明書 (Dichiarazione di Valore) を発行してもらうという一連の手続きであった。重要な申請要件の一つでもある等価証明書とは「私は日本と海外で○年以上の学校教育を受けている (学歴がある)」という事実を保証する公式な証明書である。同様に履歴書に関しても東京にある某イタリア語翻訳会社に依頼して英語からイタリア語へ翻訳の上、アポストイーユ認証の取得を経て、在東京イタリア大使館にて等価証明してもらう必要があった。ここで気を付けなければいけないのは翻訳会社であればどこでもよいわけではなく、イタリア大使館公認の法定翻訳者でなければならない点である。ここまでは時間と手間はかかるが単純なプロセスかもしれない。

しかしながら、私の場合、日本の大学を卒業した後、アメリカの大学院にて修士号、ドイツのビジネススクールにて博士号を取得したことから、この3カ国でそれぞれ法定翻訳者を見つけ、学位証を現地の言語からイタリア語に翻訳してもらい、アポストイーユ認証を取得し、現地のイタリア大使館にて等価証明書を発行してもらう必要があった。COVID-19が世界中で蔓延していたこともあり、私自身が物理的に現地に渡航して等価証明書の申請を行うことは不可能であった。当時は東京在住であったため、履歴書や学士号の等価証明書は在東京イタリア大使館で必要書類を提出後、スムーズに発行された。

等価証明書申請に必要な書類は各国のイタリア大使館によって若干異なるため、在独イタリア大使館や在米イタリア大使館にはかなり早い段階から問い合わせを行った。ドイツ語を駆使し電話・Eメールで何度もやりとりをした結果、ドイツで取得した博士号の等価証明書は在独イタリア大使館により2カ月ほどの時間を要したが、無事発行された。最も複雑だったのはアメリカで取得した修士号の等価証明書の申請・発行プロセスであった。アメリカの大学院に修士号取得証明書と成績証明書を発行してもらえたが、法定翻訳者を見つけ、学位証を英語からイタリア語に翻訳してもらう前に上述の書類をいったん、米国内の地方政府に送付し公式認証を受ける必要があった。コロナ禍の中、渡米するわけにもいかず、悩みに悩み抜いた結果、長年の友人であるアメリカ人弁護士に連絡し、協力を得ることができた。在米イタリア大使館の場合、手続きに付随するあらゆる支払いはクレジットカードではなくマネーオーダーが指定されたため、米国内に在

の友人のサポートは大変重要になった。彼の協力がなければ申請プロセスは一層の困難を極め、イタリアへの入国はかなり遅れたに違いない。スピードと確実性を重要視していたため、海外に書類を送付する際は追跡状況を確認できる DHL の国際輸送サービスを合計で6回ほど使用した。そしてようやく3カ国から発行された学位証明書・成績証明書の等価証明書の書類一式をベルガモ大学人事局に提出、1カ月を経て入国ビザ申請に必要な労働許可証 (Nulla Osta) を取得することができたのである。しかし、労働許可証に表記されている自分の苗字が「KAWAI」ではなく「KAWAY」と記載されているではないか。流石にこれには驚愕した。早速、在日イタリア大使館にどう対応すべきか相談したが、こちらではなんともできないという回答であった。そこで、大学人事局を通じて県庁移民局に対して労働許可証の修正を依頼し運よく(?) 2週間後在東京イタリア大使館から入国ビザを取得した。労働許可証の発行プロセスには2つの全く異なる組織である外務省と内務省が関わっており、今回のように修正を行うにも2~3カ月かかるのが普通らしい。以上のようにイタリアに入国する前からイタリアのビザ関連手続きの本当の厳しさを味わうこととなった。

ここで終わらないのが流石、イタリアである。イタリアに入国後8日以内にイタリアで生活するために必要となる滞在許可証 (Permesso di Soggiorno) の申請をしなければならない。郵便局でキット (KIT) と呼ばれる A4 大の封筒に入った書類一式 (もちろん、すべてイタリア語) を揃え、必要箇所の記入後、郵便局の窓口 (Sportello Amico) で担当者に内容を確認してもらい、その場で支払いを済ませる。そして次に必要となるのが警察移民局 (Questura) での面接である。ここで更に驚いたのは警察移民局との面接日が6カ月後に設定されたことである。指紋採取や写真の提出のために6カ月後の指定日に警察移民局との面接が実施できた場合であっても、滞在許可証が発行されるまでには追加で数カ月かかるといわれている。日本から家族を呼び寄せるために必要となる家族ビザの申請手続きにはこの滞在許可証が絶対不可欠のため、またもや大学人事局と相談し、警察移民局に面接日の変更を大学執行部から直接働きかけてもらえることになった。その甲斐もあり面接日は2022年5月から2021年12月となり、2022年2月下旬には滞在許可書を受け取ることができたのである。

イタリアに滞在する上で必要となる手続きは入国ビザと滞在許可証で完了と思いきや、他にもさまざまな手続きを行う必要がある。海外で生活する上で絶対避けて通れないものに医療がある。イタリアの医療制度を受けるためには医療機関への加入手続きを行わなければならない。イタリアの保険サービスは国民健康保険サービス制度 (Servizio Sanitario Nazionale) と呼ばれ、公立の医療機関では無料で治療を受けられるようになっている。同サービスに加入をした際、保険証 (Tessera Sanitaria) が発行され、イタリアで医療を受診する際は、この保険証を持って各医療機関を訪問することとなる。なお、区役所 (Comune) にて住居登録 (Residenza) 申請を完了した後、保険証の申請が可能となる。また、通常、滞在許可証と住居登録を完了した後、区役所にて ID カード (Carta d'identità) の申請が可能となる。すべてが結び付いており、1つの手続きがうまくいかないと何も進まないようになっている。以上のように、イタリアで生活するための書類手続きには多大なる時間、労力、人脈、そして忍耐力を要することを忘れてはならない。外国人向けのワン・ストップ・サービスは存在せず、とにかくさまざまな公的機関に幾度となく足を運ぶことを強いられる。私の場合、受け入れ側となる大学自体に非 EU 出身の研究者の採用経験が完全に欠如していたこともすべての手続きが遅れる結果となった。公的機関の担当者の99%はイタリア語しか話さない傾向にあるため、少なくとも A2 以上のイタリア語能力とかなりの度胸がないと何も進まないだろう。イタリアに来て、私が改めて学んだことは長年暮らした日本、ドイツ、英国で培った常識を捨てなければいけないということであった。(私も含めて) 多くの日本人は海外の渡航先で問題に直面した際、「日本では〇〇だ。理解できない。」と愚痴をこぼすが、それは全く無意味なことである。当たり前の話だが、日本は世界の中心ではない。現地の常識と規範を理解し、問題解決に向けた最善の方法を考え、即座に行動に移し臨機応変に対応することが唯一の道なのである。

かわい・のりふみ イタリア国立ベルガモ大学企業科学部准教授。最近の主な論文に Kawai, N. and Chung, C. (2019) "Expatriate Utilization, Subsidiary Knowledge Creation and Performance: The Moderating Role of Subsidiary Strategic Context," *Journal of World Business*, Vol. 54, No. 1, pp. 24-36。グローバル戦略論, 国際人的資源管理論, アントレプレナーシップ論専攻。